# 政令

金融庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和三年六月二十五日

内閣総理大臣　菅　義偉

**政令第百八十号**

金融庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「十一人」を「十二人」に改める。

附則第六条中「一人は、」を「、一人は」に改め、「まで」の下に「、他の一人は令和八年三月三十一日まで」を加える。

**附　則**

この政令は、令和三年七月一日から施行する。

内閣総理大臣　菅　義偉

消費者庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和三年六月二十五日

内閣総理大臣　菅　義偉

**政令第百八十一号**

消費者庁組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第五項及び第六十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

消費者庁組織令（平成二十一年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第四条中「一人」を「二人」に改める。

第六条第三号及び第四号中「他課」の下に「及び参事官」を加え、同条中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とし、第十一号を第九号とし、第十二号を第十号とする。

第七条第四号を削る。

第十四条を次のように改める。

（参事官の職務）

**第十四条**　参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一　消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策に関する調査及び研究に関すること（消費者制度課、消費者教育推進課及び消費者安全課の所掌に属するものを除く。）。

二　消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策に関する調査及び研究に関すること（消費者制度課、消費者教育推進課及び消費者安全課の所掌に属するものを除く。）。

三　物価に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

四　公益通報者（公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）第二条第二項に規定するものをいう。）の保護に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

五　消費生活の動向に関する総合的な調査に関すること。

六　消費者庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務の連絡調整に関すること。

七　消費者庁の所掌事務に係る国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に関する事務の総括に関すること。

八　消費者政策の実施の状況に関する年次報告に関すること。

九　消費者庁の所掌事務に係る消費者の利益の擁護及び増進に資する情報の事業者に対する提供に関する企画及び立案並びに推進に関すること。

十　前各号に掲げるもののほか、消費者庁の所掌事務に関する基本的な政策に関する調査及び研究（消費生活に関する制度に関するものを除く。）に関すること。

**附　則**

この政令は、令和三年七月一日から施行する。

内閣総理大臣　菅　義偉

建築士法施行令及び不動産の鑑定評価に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和三年六月二十五日

内閣総理大臣　菅　義偉

**政令第百八十二号**

建築士法施行令及び不動産の鑑定評価に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第四十四号）の施行に伴い、この政令を制定する。

（建築士法施行令の一部改正）

**第一条**　建築士法施行令（昭和二十五年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十条の二の二第六項」を「第十条の三第六項」に改める。

（不動産の鑑定評価に関する法律施行令の一部改正）

**第二条**　不動産の鑑定評価に関する法律施行令（昭和三十九年政令第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「以下この条」を「次項」に改め、同条第三項を削る。

第五条第一項中「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

2　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一不動産の鑑定評価に関する法律施行令（昭和三十九年政令第五号）の項を削る。

総務大臣　武田　良太

国土交通大臣　赤羽　一嘉

内閣総理大臣　菅　義偉